

予算特別委員会会議録（４）（令和7年2定）			
日 時	令和7年 6月23日（月）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時07分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横尾委員長、高橋副委員長、小貫・橋本・松岩・中鉢・下兼・ 中村（岩雄）・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・ 生活環境・こども未来・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、松岩委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が橋本委員に、高野委員が小貫委員に、平戸委員が中村岩雄委員に、佐藤委員が松岩委員に、中村吉宏委員が中鉢委員に、面野委員が下兼委員に、小池委員が前田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、立憲・市民連合、共産党、公明党、自民党の順といたします。

みらい。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市立病院の新体制について

まず、小樽市立病院の新体制についてお聞きしていきます。

今年3月末をもって、並木前病院局長が退任されました。4月から新たに有村前院長が新病院局長として就任されたということで、新体制をどのように整えられたのかということについて一般質問しましたところ、有村病院局長からは、これまでの病院局長、そして院長の2名体制に加えて副局長というポストを新設し、これからは三役が共同して、病院の充実及び発展を強力に牽引していく体制としたという御答弁だったわけです。

このうち、病院の充実ということ、もう少し市民に分かりやすい言葉で言うとするならば、どのような表現で病院局長は考えておられるのかということが分かれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○（病院）事務課長

当院の有村病院局長は、小樽市立病院は自分のやりたい医療をするところではなく、市民が必要とする医療を断らないで行うところと話しますので、市立病院は断らない信頼できる病院を目指しているとお伝えするのが分かりやすいのではないかと考えております。

○中村（岩雄）委員

並木前病院局長が常々おっしゃっていたことですけれども、断らない医療といいますか、ぜひそうになっていただければ、市民としましては、より安心して暮らせるまちになるわけです。道内の10万人以上の都市の中で、最も高齢化率が高い小樽市にとっては、とても重要な意味を持つ市立病院になると思っておりますので、そういう意味でも、有村病院局長に大いに頑張っていただきたいと思うわけです。

それで、小樽市立病院の新たな役割についてです。

総合診療科は新聞記事にもなりましたが、役割について質問をさせていただきました。まさに、先ほどの御答弁にもありましたように、選ばれる病院というところとも関わりがあるのかと思いながら聞いていたのですけれども、この総合診療科というのは、まず、特定の臓器や疾患に限定せず、身体全体を総合的に診てもらえる診療科であると。つまり、一般的に高齢者になれば複数の病気を持っている方も多いのです。

そこで、あなたは何かということ特定してしまうことも難しい場面もあるかと思っております。複数に分かれる、臓器ごとに特化した専門医や地域の医療機関につなぐコーディネーター役という表現ですか、そういう役割としての総合診療科という御説明だったと思いますが、市民からしてみますと、あるいは高齢者からしてみますと、医師にコーディネーター役になってもらうというのも一つだと思うのですが、総合診療科にかかれば、そこで治療してもらえるのだと思ってしまうのではないかと。それが一般的ではないのかと考えるわけなのです。

そこでお尋ねしたいのですが、小樽市立病院では、総合診療科で治療を行うことはお考えなのでしょうか、この辺をお聞かせください。

○（病院）事務課長

当院では、やはり複数の疾患を抱え、どこの診療科を受診したらよいか分からないという患者が多く来られると思いますので、まずは専門医や地域の医療機関などにつなぐ、今、委員がおっしゃいましたコーディネート役と考えておまして、そこで治療とはならないと考えております。

○中村（岩雄）委員

今から40年近く前のことなのですが、当時の厚生労働省が家庭医の創設を検討していたと思うのです。たしか1986年版の厚生白書でその必要性を説いていたと思うのです。その内容というのが、高齢化時代の到来や医療費の増加、開業医の高齢化を見据えて、初期包括ケアを担う存在としての家庭医というものだったと思うのです。

そのときに示された家庭医に求められる機能として、幾つか項目を抜粋します。まず、初期段階に的確な対応ができるということ、それから、総合的、包括的医療を重視するとともに医療福祉関係チームの総合調整に当たるといこと、それから、患者を含めた地域住民との信頼関係を重視するといった内容だったと思うのですが、約40年前のことですので、流れとしては、まさに今のかかりつけ医に相当するのかと。そして、それが今、さらに小樽市立病院の総合診療科につながっていくのかと思うのですが、間違っておりましたら御指摘ください。

そうしますと、家庭医、かかりつけ医というイメージも、また幅広くどんな病気でも診てもらえるというイメージなのですが、似たような部分がある診療科であります総合診療科の役割を改めてお答えいただきたいと思います。

○（病院）事務課長

家庭医というのが、今で言うかかりつけ医に近いのかと考えています。地域のかかりつけ医が当院に患者を紹介する際にも、複数の疾患を抱える患者がいらっしゃると思うのですが、その場合、まず、当院のどの診療科を紹介することが適切なかが分からない場合もあると思います。そういったときの最初の受皿となる役割を当院の総合診療科で担うことになるものかと考えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、地域医療支援病院としての課題について触れていきます。

地域医療支援病院としての役割とも言えるものなのかなと思いますが、地域医療支援病院として、今後、人口減少を見据えた急性期医療の在り方などの課題について質問したところ、御答弁の中で役割分担、連携強化という御説明がありました。

今までは、かかりつけ医からの紹介を受けるのが小樽市立病院の役割という印象があったのですが、総合診療科が始まりますと、これまでと何か変わる部分が出てくるのかどうか、この辺をお聞かせください。

○（病院）患者支援センター次長

総合診療科の開設によりまして、どのような影響があるのかにつきましては、現在の我々の体制とは大きくは変わらないものと考えております。先ほど事務課長からも答弁がありましたとおり、原因が特定されていない患者ですとか、複数疾患を持つ患者の受入れが総合診療外来の開設により効果的に行われること。そこから、当院の専門的な診療を行う科、または地域の医療機関につなげられていくということで、地域医療支援病院としての、求められる基幹的な病院としての機能の役割に効果があるものだと考えております。

○中村（岩雄）委員

そこで、今まで何度か私もお尋ねしてきたのですが、今後、逆紹介とどちらが増えていくとお考えなのでしょうか、この辺の判断をお聞かせください。

○（病院）患者支援センター次長

総合診療科の開設によりまして、まずは、地域のかかりつけ医からの紹介を受ける間口が広がりますことから、

紹介患者が増えます。また、その結果、診断した後に地域のほかの医療機関につながり逆紹介も増えていくものと考えております。

○中村（岩雄）委員

両方とも増えていくだろうという御判断ですね。

小樽・後志地域の各医療機関の機能分化を促して、さらなる連携強化を進めていくとの御答弁がありましたけれども、具体的にどのように連携強化を進めていくのか、現時点で決まっている方法がありましたらお知らせください。

○（病院）患者支援センター次長

地域の医療機関との機能分化につきましては、まずは、地域はかかりつけ医を適切に担っていただく。そして、そこから当院につながってくるまでの機能分化をしっかりと確立していくことで、連携もおのずと強化されていくといったことで、今、地域の医療機関も巡りながら、当院の機能を説明したり、患者の紹介をお願いしたりといったことをやっているところです。

○中村（岩雄）委員

特に高齢者となりますと、症状がはっきりしない、あるいは治療においても複数の科にまたがるようなケースがあると思うのです。そんなふうにもお聞きしています。

高齢者が安心して暮らし続けるためにも、小樽市立病院における総合診療科の創設は大変意味があるものと思います。さらに、かかりつけ医との連携をより深めることで、医療の専門性を支えつつ、つながりと寄り添いで支える体制づくりといったものこそ、これからの地域医療の要になっていくと考えます。

ぜひ、地域の医療機関同士もしっかり連携していただけるように、そして市民の暮らしを支えてくれる、そういう小樽市立病院を期待したいと思います。

◎看護師確保策について

次に、一般質問でお聞きしました看護師確保対策について、もう少し詳しくお聞きしていきたいと思います。

まず、市内の医療機関の魅力を発信するウェブサイトを立ち上げ、市内医療機関への就職希望者などに対し情報発信を行うとの御答弁もいただきました。

これについて、どのようなサイトを立ち上げようとしているのか、サイトの内容についてお聞かせください。

○（保健所）水上主幹

御質問いただきましたウェブサイトの内容につきましては、市内医療機関に特化した就職に関する情報を一元的に掲載し、看護職員の確保を目的とした情報サイトとして整備を進めているものです。

掲載内容といたしましては、医療機関の概要をはじめ、業務内容、勤務形態、待遇などの情報を掲載することで、各医療機関の特色が十分に伝わる構成とする予定で考えており、具体的には今後、掲載を希望する医療機関への取材を踏まえて内容を検討してまいります。

○中村（岩雄）委員

それでは、どのような人に対して行うのか、ターゲットをお聞かせください。

○（保健所）水上主幹

小樽市内の医療機関に就職を希望する新卒看護学生や潜在看護師に加え、札幌圏や後志管内への就職をイメージしているが、まだ具体的に決めていない方なども含め、対象となる方の範囲は広く考えております。

○中村（岩雄）委員

できるだけ網羅的にやっていただければありがたいと思います。

それから、これがいつ運用開始になるのかお聞かせください。

○（保健所）水上主幹

年内の運用開始を目指し、現在取り組んでいるところでございます。

○中村（岩雄）委員

年度内でなくて年内ですね。

それでは、この周知方法はどのようなことを考えておりますか、お聞かせください。

○（保健所）水上主幹

周知方法につきましては、看護学校などを訪問し、PRするほか、サイトの紹介用チラシを作成いたしまして、就職説明会等での配布を行うとともに、SNSを活用した周知も行う予定で考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひ効果的な方法でどんどんやっていただきたいと思います。

次に、サイトの周知を行うのに看護学校などを訪問するということですが、この辺をもう少し詳しくお聞かせいただきたい。例えば、市内の学校で終わるのか、それとも札幌市なども対象になるのか、もっと広げるのか、この辺をお聞かせください。

○（保健所）水上主幹

訪問先につきましては、市内のほか札幌圏の大学、看護師養成施設等への訪問を行う予定でございます。

このほか、市内及び後志圏内の高校を訪問し、看護師養成施設等への進学と将来的な市内医療機関への就職について、早い段階から関心を持っていただけるようPRを行う予定で考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひ積極的に、効果的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、北海道医療勤務環境改善支援センターが行う人材定着対策支援事業の活用についてです。

もう一度確認させていただきますが、市内の医療機関に周知したとのことですが、この北海道医療勤務環境改善支援センターとは、どのような組織なのでしょうか。そして、この組織はどのような活動をされているのか、この辺をお聞かせください。

○（保健所）水上主幹

北海道医療勤務環境改善支援センターにつきましては、医療法第30条の21に基づき、道内の医療機関における勤務環境の改善を支援するために、北海道により設置された支援機関でございます。

センターの活動内容といたしましては、医療機関における基本的な労務管理に関する相談対応や、勤務環境改善に向けた個別支援、各種研修の企画、運営など、道内の医療機関に対する様々な支援を無料で提供するものとなっております。

○中村（岩雄）委員

それでは、離職防止の取組として人材定着対策支援事業の活用について周知したということですが、この辺のセンターの事業の内容についてお聞かせください。

○（保健所）水上主幹

北海道医療勤務環境改善支援センターの人材定着対策支援事業につきましては、医療機関における離職防止と職場環境の改善を目的とした支援となっております。

具体的な内容といたしましては、職員満足度調査を実施し、離職の原因や職場環境に影響を与える要因を明らかにした上で課題を抽出し、改善策の検討や計画の策定実施まで、センターの専門アドバイザーによる伴走支援を無料で受けられるものとなっております。

○中村（岩雄）委員

ぜひ強気に連携して進めていただきたいと思います。

次に、一般質問での答弁ですが、次年度以降の取組について、現在、市内の医療機関に対して看護師確保に関するアンケート調査を実施しているとのことでしたが、このアンケートの内容について、どのような項目で各医療機関に対して調査を行っているのか、お聞かせください。

○（保健所）水上主幹

アンケートの調査項目につきましては、主なものになりますが、各医療機関における看護職員の確保に対する取組や、今後、行政からどのような支援を希望するかという項目につきまして、それぞれ新卒者確保、既卒者確保、離職防止の観点からお答えいただく内容としております。

○中村（岩雄）委員

今後、この辺のアンケートの結果なども触れさせていただきたいと思います。

○市道築港海岸通線の歩行者用信号機と横断歩道の設置について

次に、市道築港海岸通線への歩行者用信号機と横断歩道の設置について伺います。

平成25年に済生会小樽病院が築港地区へ移転し、その後、令和2年のウエルネスタウン構想に関する協定、それから重度心身障害児（者）施設みどりの里が同地区への移転したことに伴って、株式会社小樽ベイシティ開発と済生会小樽病院から、歩行者用信号機と横断歩道の設置について、市への要望と議会への陳情がありました。

これらに関して、冬期間に現地視察なども私たちはやらせていただいて、済生会小樽病院とウイングベイ小樽の間に横断する方々の足跡がたくさんついているなどというのも確認させていただきましたけれども、議会としては、令和2年第4回定例会にて全会一致で陳情が採択されております。

その後の経緯について御説明をお願いいたします。

○（生活環境）生活安全課長

令和2年第4回定例会以前も総連合町会などから信号機設置の要望がございまして、その旨、小樽警察署へ要望を行ってまいりました。

令和2年の市への要望と議会への陳情の採択を受けまして、令和3年1月に改めて小樽警察署へ要望を行っております。その後、小樽警察署及び道警本部による現地調査が行われまして、その結果、令和5年7月にウエルネスタウン構想の公共性の高さや乱横断などの危険性を回避する必要があることから、道警本部において歩行者用信号機と横断歩道の設置が必要と判断されました。

現在、道警本部と設置場所や工事の詳細について協議しているところであります。

○中村（岩雄）委員

信号機と横断歩道の設置に向けた今後のスケジュール、それと信号機と横断歩道の設置による効果を御説明ください。

○（生活環境）生活安全課長

スケジュールにつきましてですが、現時点で詳しいスケジュールをお示しすることができませんが、年度内の設置に向けまして道警本部と調整を進めているところであります。

また、効果でございますが、設置によりまして、乱横断の数が減ることで歩行者の安全性を確保できることが考えられます。また、病院とその関連施設、それと商業施設が横断歩道で結ばれることから、それぞれの利用者の利便性が上がるものが期待されるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

ここに至るまで紆余曲折ありましたが、今回、市の御英断もあり感謝を申し上げたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎妊婦相談について

まず、妊婦相談についてです。

代表質問で予期せぬ妊娠をした女性に向けたピンクの相談カードの設置箇所は、本年5月末時点で、市の公共施設や民間施設の計37か所との御答弁をいただきました。

では、令和6年、カードは各施設に合計何枚置いていますでしょうか。さらに、カードの補充方法と補充枚数をお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

施設全体の設置枚数につきましては、令和6年度は1,360枚で、いずれも女性トイレに設置しております。

また、カードの補充につきましては、年2回、職員が数日をかけて行っておりまして、令和6年度が717枚の補充をしているところでございます。

○下兼委員

職員の方が年2回行うのですね。それにしても、717枚の補充というのは、半分近くを持って行っていただけているということになります。

それでは、カード未設置の公共施設への拡充の計画と民間施設への設置促進策はお考えでしょうか。また、どのような施設への設置が効果的であるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

現在、設置しております施設が多くの方が使う行き交う場所でありまして、ある程度カバーできているということから、そのような設置策は考えてはおりませんが、仮に今後、設置する場合は、高校や大学などが効果的であると考えてございます。

○下兼委員

今、若年層への周知というか、悩みをどこに伝えていっていいか分からないということであるとするならば、やはりもっと多くのところにこのカードを置いていただきたいと思います。

それでは、こども家庭センターでは、令和2年度から直近までで妊娠に関する相談は何件ありましたか。ピンクのカードの設置後、相談は増えましたか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

予期しない妊娠の相談かどうかは分かりませんが、相談カード配布前の令和2年度は9月以降のものが6件、令和3年度が3件となっております。相談カード配布後の令和4年度が9件、令和5年度が8件、令和6年度が9件となっております。相談カード設置後は、相談が増えている状況となっております。

○下兼委員

やはり増えているということは、ピンクの相談カードを設置してよかったと思います。

それでは、相談者の年代は、10歳代や20歳代といった若年層が多いのではないかと想像いたしますが、本市の実情はどうなっておりますでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

令和2年度以降で把握している範囲内ではございますが、予期しない妊娠かどうか分からないのですが、その上で、30歳代、あと40歳代の前半の方からの相談が多く寄せられていたという状況でございました。

○下兼委員

それでは、妊娠した女性からの相談には、どのような内容がありましたか。お聞かせいただける範囲で結構ですので、お願いいたします。

○（こども未来）こども家庭課長

相談内容につきましては、育児ができるかなどの出産に向けての心配事ですとか、出産時のほかの子供の預かりなどについての相談が多くございました。

○下兼委員

やはり相談してお話を聞いてもらうだけでも、女性としては安心をしたいと思います。

それでは、本市では予期せぬ妊娠に悩んでいる女性からの相談を受ける際の体制はどのようになっていますか。また、連携する機関についても御説明ください。

○（こども未来）こども家庭課長

体制につきましては、保健師、社会福祉士などの専門相談員が通常の相談の場合と同様に、妊娠した女性ですとか、予期しない妊娠で悩む方に寄り添いながら、継続的な支援をすることができる体制を構築しているところがございます。また、必要に応じまして、保健師が医療機関へ付き添うといった場合もございます。

○下兼委員

一緒に行っていただけという安心感がすごく大事だと思うのです。やはり本人1人ではなくて寄り添っていただきたいと思います。

先日の石狩市における乳児遺棄事件では、17歳の少女が逮捕されました。この少女は、いわゆる特定妊婦だったと言われております。

この特定妊婦についてお聞かせください。また、どのような手続を経て特定妊婦となるのでしょうか。特定妊婦となるまでの流れをお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

特定妊婦につきましては、児童福祉法に規定がございまして、それによりますと、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことで規定されております。心身の不調ですとか、若年妊娠、経済的な問題などにより、行政ですとか医療機関などの支援を必要とする妊婦となります。

特定妊婦となるまでの流れにつきましては、保健師が訪問に行った際のアセスメントの結果が基準値を上回る場合ですとか、養育環境等が気になる場合に特定妊婦となります。

○下兼委員

それでは、令和3年度から直近までで、小樽市で特定妊婦となった人数をお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

人数につきましては、令和3年度が3人、令和4年度が2人、令和5年度が6人、令和6年度が7人、令和7年度の5月末時点では3人となっております。

○下兼委員

それでは、経済的困窮や精神疾患、DV、性暴力、若年での妊娠など、複合的な課題を抱えるケースもあるかと考えます。

市役所庁内でも複数の部署に関連することもあるかと思いますが、特定妊婦の相談に当たる職員の体制についてお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

特定妊婦となった場合の体制につきましては、特定妊婦などへの適切な支援を図るための協議会である小樽市要保護児童対策地域協議会の支援対象とされまして、保健師、社会福祉士などの専門相談員、医療機関などが連携を

取りまして関係機関が情報共有を行い、具体的な支援内容や役割分担を協議することになります。

○下兼委員

しっかりと連携をしていただけることに安心いたしました。

それでは、複雑なケースであればあるほど、妊娠相談担当職員には専門性が必要とされます。DV対応、精神保健の分野など、知識習得のために行われていることはありますでしょうか。また、必要に応じた外部専門家の関与について現状をお聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

専門的な知識習得のための取組といたしましては、適宜、外部研修に参加しまして、自己研さんに努めております。

必要に応じた外部専門家の関与につきましては、小樽市要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の場におきまして、支援対象者に関わる関係機関及び必要に応じた外部専門家を招集しまして、必要な支援について協議しております。

○下兼委員

本当に知らないことばかりでびっくりすることが多いのですが、よろしく願いいたします。

代表質問では、妊娠に関するLINEの窓口の開設は難しいとの御答弁でした。情報がデリケートであるため、一定の理解はできます。ただ、やはり特定妊婦のような困難事案においては、未受診妊婦も多いなど、どこにもつながっていないことで問題がどんどん深刻になることも耳にいたします。

先ほどの御答弁で、本市への妊婦相談で30歳代、40歳代の方が多いということは、もしかしたら若年層の妊婦には届いていないかもしれないということでもあります。特定妊婦の方など、必要な方にリーチできるようにしなくてはならないと感じております。

市のLINE窓口でなくても、NPOなどとの連携によるアウトリーチも含めて、今後における周知や相談窓口の拡充などに関する取組はお考えでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

今後の予定につきましては、予期しない妊娠をされた方などに向けまして、まずは、すぐできることといたしまして、本市のホームページの見直しを行っていきたくと考えております。

本市のホームページには、電話による相談とメールによる相談ができるところでございますが、電話番号とメールアドレスの記載場所がホームページの最後にありまして、分かりにくい部分がございます。それで、見やすい場所に掲載するとともに、電話が苦手な方には、メールでも相談を受け付けていることが分かるように、はっきりと明記したいと考えてございます。

○下兼委員

本来であれば、子供を授かることはうれしいはずなのですが、やはり事情によって悩みを抱えている女性がいます。こども家庭センターの役割は、大変重要だと思っております。これからも、悩んでいる女性のためにしっかりと頑張っていただきたいと思っております。

◎母子生活支援施設について

続いて、母子生活支援施設についてお尋ねいたします。

母子生活支援施設とは、児童福祉法に定められる児童福祉施設で、不幸にして夫と死別または離婚した方で、18歳までの児童を養育している母親やこれに準ずる事情のある方で、いろいろな事情で児童の福祉が十分でない場合に、母親と子供と一緒に生活し、母の福祉と子供の福祉を同時に考えるところです。

さきの会派代表質問で、重層的支援体制整備事業についても質問させていただきました。本日は、この重層的支援体制整備事業の一部にもなるかと思いますが、母子家庭の支援、つまり独り親支援についてお伺いいたします。

重層的支援体制では、母子世帯からの相談、要望などが寄せられた場合、どのような位置づけを行い、どのように対応されているのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

母子世帯からの相談などが寄せられた場合の重層的支援体制の中での位置づけにつきましては、相談の中で母子世帯の方が、独り親世帯としての課題だけではなくて、ほかの課題を複合的に抱えている場合もございますので、その場合は重層的支援体制の中での対応となります。

例を挙げますと、母子世帯の方から相談を受けた際に、経済的に困窮しているなどという課題を抱えている場合もありますので、その際は、庁内の別の相談窓口やその他関係機関とも連携して対応を行っているところです。

○下兼委員

それでは、これまでの独り親支援の取組の中で、昨年度は何件の相談がありましたでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

相談件数でございますけれども、重層的支援ということにかかわらず、独り親支援に関わる全体の相談件数ということでお答えさせていただきますと、令和6年度の相談対応件数は167件となっております。

○下兼委員

私はやはりこれが多いと感じております。

それでは、相談内容にはどのようなことがありますか。経済的なことや就労について、子供の育ちに関すること、人間関係などの分野別で、どのようなことが多いのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

相談内容でございますが、多いのが養育費に関する相談ですとか経済的な支援に関わる相談が多くなっております。次いで、就労に関する相談が多くなっております。

○下兼委員

養育費ですか。やはりなかなか切実ですね。

それでは、小樽市には、母子生活支援を行っている社会福祉法人小樽相愛会相愛の里があります。

改めてですが、この施設は、どのような経緯で本市に設置され、母子に対してどのような支援を行っているのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

施設設置の経緯につきまして概略を申し上げますと、昭和17年に相愛寮として設置された施設でございまして、経緯としましては、軍人遺族や生活困窮母子を対象とした施設として建設されたものでございます。

その後、相愛母子寮と施設名を変更しまして、運営につきましては、小樽市同胞援護会が担っておりましたが、同胞援護会が昭和54年に解散しまして、現在の運営法人であります社会福祉法人小樽相愛会が事業を継承し、現在も運営しております。

平成10年に児童福祉法の改正によりまして、施設の位置づけが母子寮から母子生活支援施設に変更されまして、施設の名称も相愛の里に変更して、現在に至っております。

母子に対する支援につきましては、施設には母子支援員などの専門の職員がおりまして、入所した母子世帯が抱える様々な生活問題を解決するために、その世帯の状況に合わせまして、子育ての支援ですとか、生活の支援、それから就労に向けた相談への対応など、母子の自立に向けた支援を行っているところでございます。

○下兼委員

やはり多岐にわたるということを考えて、改めてこの相愛の里も重層的整備体制事業の一つであると感じます。

私も施設を訪問し、職員の方々から直接お話を聞き、住居スペースを見させていただきました。

そこで、小樽市との連携についてお尋ねいたします。

入居希望者からの申出があった場合や見学の申出があった場合、また、他の自治体からの紹介等があった場合、市はどのような対応をされているのでしょうか。ただ施設を紹介するのではなく、今後の生活のフォローに向けた指導などもされているのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

市に入所の希望の申出や、見学の申出があった場合ですが、まずは、入所希望者から入所したい理由やこれまでの生活状況について聞き取りを行いまして、同時に施設に連絡を取りまして、部屋の空き状況を確認します。見学の際には、必要に応じて市の職員も同行するなど施設の職員と連携して対応しております。

ほかの自治体から入所希望の相談があった場合も同様に、施設とほかの自治体間の連絡調整を行っております。

面談の実施体制としましては、市には独り親からの相談に対応する母子・父子自立支援員という職員を1名配置しております。この職員が市の職員と共に入所の相談に対応しておりますが、入所を希望する方は、生活状況や入所希望に至る経緯など、それぞれ異なりますので、市としましても、施設を紹介するだけではなく、相談者が抱える課題の把握に努めております。

その上で、抱えている課題に応じて、例えば就労の面ですとか、経済的支援の面において、ほかに必要な支援はないか、ほかに利用できる制度はないかということを確認しまして、入所を希望する母子の自立した生活に向けた助言を行っております。

○下兼委員

しっかりと連携していただけると、本当に安心です。

それでは、入居者の生活様式や価値観の多様化など、入居者が抱える問題は複雑化していると思います。施設では入居者に対して必要な助言、指導を行っているとのことですが、生活保護の受給など、市には相談できても、施設では解決できない事案が発生する場合もあると思います。

そういった場合、市として、施設へのアドバイスだったり、関係機関への案内などはどのように対応されているのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

委員の御指摘のとおり、入居者が抱える課題というのは複雑化、多様化しております。単純に一つの課題を解消しても、生活が安定しないケースもありますし、施設に入所しても、施設だけでは解決できない事案もございます。

そういった場合には、市としましても、一つの窓口だけで単純に対応するのではなく、重層的支援体制でも言われておりますけれども、他機関で連携、協働していくことが重要だと考えております。入居者が抱える課題の解決に向けて、独り親支援の担当部署だけではなくて、必要に応じて市の内部、外部の関係機関が関わるように対応しております。

○下兼委員

やはりこれこそが重層的支援体制整備事業だと本当に思います。

御承知のとおり、施設は老朽化しております。入居者の住環境の整備を考えると、当然にして改築などが考えられますが、費用も莫大になります。国、北海道、小樽市が行う補助金制度で賄うことができるものもあっていますが、やはり後志唯一の支援施設であります。入居者の生活を保障、充実化させるためにも、もっと市との連携が大切であると感じます。

法人自体の資金確保の努力や事業計画の見直しなど、すべきことはあると思いますが、この施設を必要としている独り親の方がいる限り、存続していただきたいと思います。何回も言いますが、市としてもしっかりと連携して行ってください。お願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎議案第17号損害賠償額の決定及び和解について

議案第17号というか、どちらかという補正予算の中身のほうが多いのですが、雨水排水管用地購入費について質問いたします。

市の雨水排水管が入っているから、市が約4,600万円で用地を購入するということなのではございますけれども、昭和40年の事業だということで、多分、花穂中央線街路事業でいいかと思うのですが、どういう事業だったのか、説明してください。

○(建設)建設課長

花穂中央線街路事業とはどういった事業だったのかとの御質問でございますが、国鉄の小樽一南小樽駅間高架化事業の完成や、この事業で支障となりました、当時、於古発川の上で営業しておりました3軒の店舗の移転改築によって、海側の国道5号、あと市道高商通線、そして於古発川通線の3本の道路に囲われました三角地帯の整備が必要となりましたことから、於古発川の暗渠化をはじめといたしまして、広場や緑地帯の造成を都市計画事業によって実施したものでございます。

○小貫委員

高架化ということではいろいろあった時期だったと思いますけれども、さらに昭和37年の台風の被害なども恐らくあったかと思えます。

それで、市史によりますと、広場造成と小緑地造成工事で合わせて958.68平方メートルとありました。

今回、所有者の土地が976.39平方メートルなので、交換した土地のほとんどが今回の所有者の土地だったのか、何平方メートルと何平方メートルを交換したのか、お答えください。

○(建設)用地管理課長

交換面積についてですが、土地所有者が所有していた現在の中央小公園用地417.55平方メートルと、市が所有していた所有地1,036平方メートルを交換したものであります。

○小貫委員

そうすると、2倍近い市の土地をあげて、市がそこをもらい受けたということではよろしいでしょうか。

○(建設)用地管理課長

そのとおりでございます。

○小貫委員

当時、大分思い切った決断だったのだらうと思います。

この花穂中央街路事業を調べてみましたら、昭和37年から40年度にかけて行われていまして、決算書を見ましたら、道路用地買収、街路潰れ地買収、支障物件移転補償費の合計で約4,500万円かかっておりました。

この中で、旧所有者へ支払ったものはなかったのでしょうか。

○(建設)用地管理課長

物件移転補償費としまして、旧所有者へ322万1,711円が支払われております。

○小貫委員

それで、結構な条件で交換したのだと思うのですが、交換した時点で、今回、所有することになる国道の

上の土地は、水路が存在していたということによろしいのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

水路が存在していたと認識しております。

○小貫委員

なぜその水路を、雨水排水管を入れて埋設することになったのか、お答えください。

○（建設）用地管理課長

地形的にも低い位置にあることから、自然流下で河川に放流することが必要であったと考えられます。

○小貫委員

私は、先ほど言った昭和37年の台風9号の被害で、小樽妙見市場が多大な被害を受けたということも絡んで、そのままにしておくといけないからということだったのかと想像はしていたのですけれども、そこはあまり関係なかったみたいです。だから、そういうことで恐らく埋めたのだらうと思って、そうなってくると、安全対策で必要だったのだらうと思うのです。

それで、昭和46年から令和2年までの間に、市に、この所有者から雨水排水管について問合せ等はあったのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

問合せについては、そのような記録はございませんでした。

○小貫委員

約半世紀以上、問合せはなかったのだけれども、今回の件が起きたということで、ある意味で、賠償するというのはそのとおりなのかと思うのです。

先ほど、2倍近い土地と引換えに交換したということだったのですけれども、賠償だけではなくて、その土地を市が買い戻すということになった、土地まで買うという話になった理由はどういうところからだったのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

最初に、令和2年2月に初めて現所有者から雨水排水管の撤去要請があったという時点で、そこから相手の地権者、土地所有者の方と協議を行いまして、それで、経済比較をした上で全地買取りが安いのか、それとも排水ルートを変更するのかということから、経済比較で決めております。

○小貫委員

それで、問題はこれからのことで、ほかにこういった民間所有の土地に雨水排水管を埋設しているというところがどの程度あるか、確認はされているのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

ほかの民間所有地で雨水排水管を通しての事案はあります。使用承諾書の取り交わし等で対応しておりますが、箇所数については把握しておりません。

○小貫委員

箇所は把握していないけれども、しっかり承諾は取っているということで、今後、似たようなことで賠償が求められることはないだろうという判断だと思えます。

◎私道等について

次に、私道の関係です。

昨年の第2回定例会の予算特別委員会の話の続きです。そのときに所有者不明土地の道路の管理について質問しました。具体的に言えば、以前、本会議で自民党の中村吉宏議員が質問していた花園1丁目の2本の道路です。そのときに、この所有者不明土地という定義について、私と建設部との間で擦れ違いがあつて、なかなか議論がかみ合わなかったのですけれども、法適用するには、市で行う地域福利増進事業などの事業を立てて行う場合というの

が答弁だったのです。

改めて確認しますが、この法律による所有者不明土地の定義について説明してください。

○（建設）用地管理課長

法律による定義について御説明します。

「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいいます。

○小貫委員

それで、国土交通省が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法Q&Aを出しています。そこに、今回のケースのように、登記名義人である法人が解散している土地は、所有者不明土地に該当しますかという問いが載っています。これについて説明してください。

○（建設）用地管理課長

登記名義人等となっている法人が解散している場合であっても、法人が合併以外の事由により解散している場合、会社法等の規定により清算人又は破産管財人が残余財産の分配等を行うこととされています。

そのため、清算人又は破産管財人に現在の土地の所有者を確認することとなります。しかし、清算人又は破産管財人が選任されていない場合や、連絡がとれず、固定資産課税台帳等からも他に土地所有者と思料される者が判明しないなどの場合には、所有者不明土地に該当するとなっております。

○小貫委員

今、所有者不明土地に該当する条件が述べられていたわけですが、この花園1丁目の道路は、所有している法人が既に解散しているところですか。

それで、今の問いの答えにあった清算人との関係ですが、清算人とは連絡が取れて確認が取れているのかどうか、お答えください。

○（建設）用地管理課長

清算人が死亡しておりまして、確認は取れていない状況でございます。

○小貫委員

そうすると、先ほど答弁していただいた、清算人又は破産管財人が選任されていない場合、連絡が取れないという場合などには、所有者不明土地に該当するというのが答えでしたけれども、今回の花園1丁目のところは、所有者不明土地に該当する可能性があるとお考えでしょうか。

○（建設）用地管理課長

所有者不明土地に該当する可能性はあります。

○小貫委員

これでやっと、私と建設部の昨年第2回定例会でのやり取りが大分すり合ってきたのかと思います。

そうなってくると、昨年の答弁で地域福利増進計画があったということを言いましたけれども、この福利増進計画とは関係なく、この法第42条の適用になると考えられるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

災害を発生させることや、環境を著しく悪化させている場合等、適切な管理のために特に必要があると認めるときは、清算人の請求をすることができますので、地域福利増進事業とは関係なく、法第42条が適用できるものと考えております。

○小貫委員

法第42条が適用になることも考えられるということでした。

法第42条の適用になると、一般の通行の用に供されている所有者不明土地の私道が陥没、路肩の崩壊等により事

故の発生をおそれるため補修する必要がある場合、市町村が最低限の補修をすることができるということになります。今後、より制度をどういうふうを活用していくのか、さらに研究が必要になってくると思いますけれども、今後、そういった土地について市が補修していくことも考えられるのではないかと思いますので、その辺は検討していただきたいなと思います。

今度はそういった道路についてです。

空き家の場合は、今、担当が置かれていまして、所有者などを探して管理を呼びかけていますけれども、いわゆる空き地についてはどのようになっているのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

道路用地という観点で答えさせていただきますが、私道のような場合であれば、市から直接、土地所有者へ呼びかけなどは行ってない状況でございます。

○小貫委員

そうなのです。ただ、宅地の場合は固定資産税の関係があるので、どんどん相続登記がされていくのですけれども、結局、道路用地になっている部分が登記変更されないまま、もう半世紀以上、残されているところが多くなってきますと、ますますそれを追いかけていくことが困難になってきています。やはりこれも対応が必要ではないかと思っています。

私道の一部が所有者不明土地の疑いがある場合は、探索を市で行うことはあり得るのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

所有者不明土地がある場合、探索を市で行う可能性があるかについてなのですが、例えば私道からガスを引き込みたいですとか、水道管を引き込みたいといった場合には、その事業者が原因者となりますので、その者が調べてということになります。

同様に、市が様々な理由で必要に応じて土地所有者の調査を行うことはあり得ると思うのですが、所有者不明土地であるから、市が土地の所有者を調べていくといったことではございません。

○小貫委員

所有者不明土地だからということではないというお話でしたけれども、結果として、例えばどこかの道路が所有者不明土地だと、誰だか分からないのだということで市民から問合せがあった場合に、市が調べた結果、もう昭和40年代に登記されていて、その後、現地にも全然ないし、大体もう住所も今の住所ではないという場合に、先ほど法第42条の関係の質問をしましたけれども、こういった関係で、そういったところを臨時的に市が整備すると、条件がいろいろ出てくると思うのです。

そういう制度をつくって、交通の安全性を確保していくことが必要ではないかと思うのですけれども、これについていかがですか。

○（建設）用地管理課長

一般的な私道の補修に対し、所有者不明土地に対しての制度をつくることは難しいものと考えておりますが、通行人等の生命、身体又は財産に対し重大な被害が及ぶおそれがあり緊急の対策が必要な場合、民法第720条の緊急避難措置により対応していくことも必要であると考えております。

○小貫委員

私は、何でもかんでも整備するわけにいかないから、1回きちんと、こういう場合はという制度をつくったほうがいいのではないかと質問だったので。

ただ、今の答弁では、必要な場合にはやるということで聞き取れたのですが、現状、別に新たな制度をつくらなくても、もし必要だったらやるという答弁だったのでしょうか。

○建設部長

一般的な私道の整備は、私道整備事業がございます。その条件に土地所有者の同意がありまして、所有者不明土地があると、この私道整備事業は使えない、補助金が使えないことになっています。

それで、今、答弁したのは、そういう助成が使えないにもかかわらず、危険な状態で緊急的に補修する必要がある場合については、市が緊急避難措置で補修することも可能だということをお話しております。

○小貫委員

つまり、今の答弁は、現状、今言ったような状況だったら、本当に危ない状況だったら、所有者が分からないという私道だったら、その部分については、市が整備するという答弁でよろしいのですね。

○建設部長

繰り返しになりますが、普通の穴ぼこというわけではなくて、空き家でもそうなのですが、重大な危険がある場合は、緊急措置で、代執行手続をよらずして、その危険な部分を措置する場合もあるということと同じ意味合いでございます。

○小貫委員

そうなってくると、どこまでが重大でどこからが重大ではないかという判断が、市民が訴えたって分からないです。そうなってくると、当時の担当する建設部の裁量によってきてしまうから、何かこういう条件のときだったらいいですという、内規でもいいのですけれども、何かがないと判断に困るのではないかと思っているのですが、それはいかがなのでしょう。

○建設部長

制度化というところは、なかなか難しいと思うのですが、一定のルールは当然、必要だと感じておりますので、その部分については内部で検討したいと考えております。

○小貫委員

もう一つ、道路の関係で私が結構しつこく言ってきているのが、いわゆる建築基準法上の2項道路であります。その解決を図っていかないといけないのではないかとこのを何度か質問していて、こういう狭い道路について、幾つか例を言いますと、例えば私道の場合、栃木県栃木市では、栃木市狭あい道路拡幅整備促進事業補助金制度を実施しています。要件としては、2項道路の関係ですから、中心線から2メートルセットバックしなくてはならないところで、そういうふうなセットバックした用地を市に寄附しますという場合は、分筆測量費として30万円ということだとか、また、埼玉県飯能市では、市の道路に面した土地の道路後退部分等の分筆登記に係る補助金を実施しているわけです。

こうやって、2項道路を道路法上きちんと4メートル以上ある道路に戻していくという上で、このような補助制度が必要ではないかと思うのです。ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

2項道路に関しましては、建築基準法上、その部分に関しまして分筆登記しなければならないですとか、もしくは市に寄附しなければならないといったことは建築基準法上、必要であるとは定められていないことから、お話のありました補助金の制度化につきましては、本市では難しいと考えておりますが、今言われた2項道路の他都市の取組につきましては、調査・研究してまいりたいと考えております。

○小貫委員

調査・研究していくということなのですが、特にその中でも、私道まで広げると、正直、小樽市の場合は私道も2項道路も物すごく多いので大変だと思うのですが、せめて小樽市道の中で幅が狭い道路の部分からでも手をつけていくべきではないかと思うのです。

そこを段階的にぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

一部が小樽市道であった場合につきましても、同様の考えをしております。建築基準法上2項道路としての要件としては同じように4メートルの幅員がみなされるといったあたり、建築基準法の適用についても小樽市道の部分だからといって変わるわけではございません。幅員の全てが私有地の場合でも同様の規制になっておりますので、小樽市道の場合であっても、2項道路の取組につきましては、調査・研究してまいりたいと考えております。

○小貫委員

今日の質問で、花園1丁目の道路が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の第42条に該当するのではないかというお話がありましたので、結局、所有者も分からないで、日頃の補修が宙ぶらりんになっていたという部分がありますから、ぜひこの辺は実施の方向で考えていただくよう要望します。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○橋本委員

◎5歳児健診について

まず、5歳児健診についてお聞きいたします。

昨年の第1回定例会厚生常任委員会にて、乳幼児の健診について質問しまして、1か月と5歳児の健康診査、健診に国の助成が始まっておりまして、今年度からは1か月児健診が健康診査に加わりました。

ただ、この1か月と5歳児の健診は、それぞれまた違った役割があるかと思えます。今後の取組として、5歳児健診について確認したいと思います。

本市では、5歳児セルフチェック表が対象者の家庭に送られています。こちらはどのようなものか、説明してください。

○（こども未来）こども家庭課長

5歳児セルフチェック表の内容でございますが、食事や体格などの健康状態、子育てについてのことが6項目ございます。そして、プランコがこげる、ボタンのかけ外しができるなどの発達についてのことが13項目。言葉の指示が伝わりにくい、友達とトラブルになりやすいなど、ふだんの様子が入る項目が17項目、全部で36項目のチェック項目がある表となっております。

御自分でチェックしていただいた結果、気になることがある場合は、総合健康相談ですとか発達相談を御利用ができるといった内容となっております。

○橋本委員

今おっしゃっていただきましたけれども、こちらは返信しない、フィードバックしないものになっているかと思うのですが、あくまでもセルフチェックでありますので、きちんと活用されているのかまでは実際に把握できないという面があるのかと思えます。

また、既に医療機関などほかのところに相談している場合などもあると思うのですが、令和6年度では、このセルフチェック表を記入した方からどれぐらいの相談を受けたでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

令和6年度の件数でございますが、7件ございました。

○橋本委員

7件相談があったということですが、こちらのセルフチェック表を何名の方に送られているか、分かりますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

令和6年度でございますが、送付した方は454人となっております。

○橋本委員

454人のうちの7名が相談を受けたということですが、印象としては、若干少ない数字だと思いました。

本市には、とむとむファイルという療育カルテというものがありまして、まず、これがどのようなものか、御説明ください。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

とむとむファイルは、様々な障害特性を持つ子供の成長、発達へのよりよい支援のために、子供の成長記録をファイルにし、まとめたものでございます。福祉や教育、医療などの様々な場面で関わる支援者などに、自分のことをきちんと伝える際に助けとなるツールとして紹介してございます。情報伝達の漏れを防いだりする効果や、進学時や転出する際など、環境が大きく変わる場面での活用が期待されております。

本市のホームページよりダウンロードできるほか、子供の発達に係る相談の過程で、障害の受容の段階など個別の状況に合わせて紹介などを行っているところでございます。

○橋本委員

実は、私もとむとむファイルというものがあることを最近知りまして、非常にすばらしいと思いました。

私が見たのはホームページのエクセルでのデータなのですが、かなりボリュームもあって、これは非常に長期間にわたって記入できるような仕様になっていて、いわゆる18歳とか、子供でいる間は記入できるようにはなっているのかと思いました。

ただ、それぞれの御家庭の考え方などもありますし、それをきちんと利用する、しないというのはそれぞれが決めることではありますけれども、いわゆる母子手帳のようなニュアンスがあって、非常にすばらしいものであるとは理解できました。

やはり今申し上げたように、子供から大人になるときに、すごい支援の体制がぐっと変わっていくというタイミングなどにも非常に役立つのだらうと思いました。

しかし、最初には、これもしっかり5歳児のセルフチェック表などで支援につながっていることも必要でありまして、先ほども申し上げましたが、セルフチェック表の相談、利用者が少し少ないと思ったのは、実際に、私もこのチェック表の項目を手元に持っていて、見させていただくと、きっとどんな子供にも一つや二つは該当するのだらうという項目も非常に多くて、きっと丸が何個かつくだらうと。ただ、そういった少し不安に思う程度ですと、なかなか逆に相談や問合せにつながっていないのかと、その辺の判断がなかなか難しいとも思いました。

改めて、この5歳児健診の目的について御説明ください。

○（こども未来）こども家庭課長

5歳児健診は、主に精神発達の状況、言語発達の遅れなどの発達面の強化、発達障害等のスクリーニングを目的としており、特に、社会性の発達など集団生活を営む上での必要な行動面の発達を確認する重要な健診となっております。

○橋本委員

国が5歳児健診を一生懸命に進めているのは、本当にそれなりに重要であるという意味合いがあるのが分かりません。

こども家庭庁では、2024年度から5歳児健診を実施する自治体に対して助成補助を開始していて、2028年度までには実施率100%を目指しているという方針を打ち出しております。しっかり支援につながらないと、育てにくさなどから虐待などに結びついたりするようなものへの予防にもなるとも考えられております。

昨年の質問で、課題として、他部署との連携などの課題解決が必要であるという御答弁もいただいております。ほかの自治体などでは、医師不足などが実施できない理由でもあるというところもあるそうなのですが、改めて、現段階で、本市において進捗状況、また課題などがあればお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

現時点では、医師派遣についての医療機関などとの協議ですとか、その他の体制についての協議を関係機関と進めているところでございます。必要な協力が得られつつあるといった状況になってございます。

○橋本委員

お話は進んでいるということなので、なるべく早い段階で5歳児健診が始まるといいと思います。

◎HPVワクチンについて

次に、HPVワクチンに関して、令和7年度以降の周知に関して確認していきたいと思います。

これまで、本当に幾度となく、子宮頸がんワクチンに関しては質問してまいりましたが、キャッチアップ接種も終わりましたので、今後のこの辺の対応も必要なと思っております。

最初に、令和6年度に行ったHPVワクチン接種に関する勧奨通知なども含めて、効果に関して見解をお示しください。

○（保健所）健康増進課長

昨年3月末、8月末、令和7年1月中旬に個別勧奨はがきを送付したものでございますが、はがきの内容に、公費負担には期限があること、期限が過ぎると高額な費用がかかること、ワクチンの有効性及び接種医療機関などの情報を盛り込むことなどにより、前年度に比べて接種者が増え、今申し上げた工夫などが実を結んだものではないかと考えてございます。

○橋本委員

キャッチアップ接種が終わるという勧奨で、全国的にもすごく盛り上がりましたので、ただいま説明いただいたほかに、秋から年度末に向けて、市長も二十歳を祝う会や記者会見などメディアでも本当に発信していただきました。少なからず、本当に結果が出せたのではないかとこの認識ではおります。

現在、令和7年度末までの経過措置が続いているのですけれども、この経過措置について御説明ください。

○（保健所）健康増進課長

令和6年夏以降のワクチンの大幅な需要増により、ワクチンの接種を希望しても受けられない方がいらしたため、令和4年4月から令和7年3月末までの期間に、HPVワクチンを1回以上接種し、まだ完了していない方につきましては、令和8年3月末まで公費で接種できるよう期間延長されたものでございます。

○橋本委員

1年延ばしていただけたということで、まず、ここも、国としても対応を非常に早くしていただけたと思います。

キャッチアップ接種世代の最年長は既に27歳になっていることや、いまだ根強い不安感を完全に払拭できていないことなどの要因とともに、子宮頸がんリスクへの正しいHPVワクチンの情報そのものがなかなか届いていないという可能性も否めないところではあります。その中で、令和6年度に駆け込み需要が全国的に伸びたというのは大変喜ばしいところではあるのですけれども、少なくとも経過措置の対象者には、今年度内に3回の接種を済ませ

ていただきたいと願っているわけです。

キャッチアップ接種世代と、令和6年度の高校1年生の年代、本年の経過措置の対象になっている方の人数は何人でしょうか。

○（保健所）健康増進課長

令和7年4月の当初時点でございますが、キャッチアップ世代と令和6年度の高校1年生相当の女性になり、経過措置の対象になっているのが1,099名となっております。

○橋本委員

本当にうれしい限りですけれども、全国的に見て接種率は回復傾向にあります。ただ、実際にはまだ年齢による差、地域差が大きいというところもあって、都道府県によっては6割を超えるところもあれば、4割に満たないところもある。

また、キャッチアップ接種世代の中でも、緊急促進事業が行われた世代、最終年度、今の25歳から27歳に関しては大体86%を既に超えて高い水準というのが、昨年度の定期接種最後の世代、16歳、高校1年生だった子供たちは大体5割で、今年度の定期接種世代、12歳から15歳は2割ほどにとどまっているのが厚生労働省の資料からも分かります。

キャッチアップ接種世代と令和6年度の高校1年生で、本年の経過措置の対象になっている方へ再度勧奨通知をする予定はありますでしょうか。

あと、厚生労働省のホームページに、令和7年度用として、HPVワクチン接種啓発リーフレットなどの確認ができますが、これはどのような内容か、お示ください。

○（保健所）健康増進課長

経過措置対象になっている方々への再度勧奨の件でございますが、時期についてはまだ未定ではございますが、再度勧奨通知をする方向で検討してまいりたいと考えてございます。

引き続きまして、厚生労働省のリーフレットの件でございますが、キャッチアップ接種世代、平成9年度から平成20年度生まれの女性向けと、あと高校1年生相当の女子と保護者に向けた2種類のリーフレットがございます。

まず、キャッチアップ接種世代向けにつきましては、公費負担の期間延長をお知らせするものでございまして、今年度末までに2回目、3回目の接種を勧奨する内容になってございます。

高校1年生向けにつきましては、公費負担の最終年度でございまして、こちらも、今年度末までに3回の接種を完了するように勧奨するという内容でございます。

○橋本委員

まず、再度検討していただけるということなので一安心しましたが、昨年、駆け込みで接種した方はワクチン接種に前向きな方なわけですが。年齢によっては、既に働いていて忙しいなどといって忘れてしまう方もいるでしょうし、この条件付の延長が分かりづらくて、実施の接種期間が延長していることに本人が気づいていないこともあると伺っています。

このがん検診事業でのコール、リコールの重要性に関しては、昨年、私も質問させていただいているのですが、何らかの形で繰り返し伝えていくことが必要であるということがありました。

現在、この取組で行っていることがあればお示くださいという質問もしていたのですが、今後、再検討するということなので、昨年の一般質問で、令和6年度の高校1年生に相当する方への勧奨通知はどのように行いましたでしょうかという質問の御答弁をもう一度お示しいただけますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

令和6年第4回定例会一般質問での御答弁を申し上げます。

今年度、高校1年生に相当する方への勧奨通知につきましては、令和6年3月、対象者322人に対して、公費で接

種できる期間は、令和7年3月末までであること、接種回数は3回必要であり、原則として6か月を要すること、令和7年4月以降の接種は有料の任意接種となることなどを記載した文書と、市内のHPVワクチン接種医療機関の一覧表を封書により送付しているということでございます。

○橋本委員

私は、この答弁をいただいて、恐らく高校1年生の方には、最終年度には、毎回、定期接種最終年度であるというお知らせをされているのだらうと思ったのですが、ここは毎年されていると理解してもよろしいでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

高校1年生が定期接種の最後の年になりますが、個別勧奨はしているものでございます。

○橋本委員

322人への封書の通知にかかった費用はどれぐらいかかったのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

昨年322名の方に通知した費用でございますが、郵送料封筒、紙代などで約3万円かかってございます。

○橋本委員

1回の勧奨通知がこのぐらいの金額でできるのだというのが分かりました。3万円ぐらいですと、もしかしたら、何回か回数を重ねていくのも可能ではないかと思いました。

高校1年生の再勧奨がされているということでコール、リコールの必要性があるという認識だと思います。今年、小樽市がん検診の御案内というのも保健所から個別通知もしております。このがん検診の個別通知を行ったということは、当然ながらそこに効果を期待しているわけだと思います。

繰り返しになりますけれども、昨年度の定期接種最後の世代にあった16歳は、全国的には5割ほど、今年度の定期接種世代、12歳から15歳は2割ほどにとどまっている、これは厚生労働省のデータと申し上げました。

特に昨年はキャッチアップ接種の関係もあって、年に3回の勧奨があった上での5割になるのですけれども、この最終年度の個別勧奨が最も影響が大きいと示唆されるとも考えられるのですが、そこに関しての見解、やっていただけということなので、前向きに捉えていらっしゃると思うのですが、さらに、また改めて個別勧奨通知やコール、リコールの重要性に関して見解をお示してください。

○（保健所）健康増進課長

最終年度の個別勧奨の部分でございますが、冒頭でもお答えはしましたが、公費負担に期限があることや、期限を過ぎると高額な費用がかかることを最終年度に個別勧奨する意義はあるものだと考えてございます。

続きまして、コール、リコールの部分につきましては、一般論ではございますが、予防接種やがん検診等で従来のコール、接種や受診勧奨の後に、再度接種受診をお勧めするリコール、再勧奨を組み合わせることにより、接種率や受診率の向上に効果があるとされてございます。

予防接種や検診について、その必要性を認識するものの、忙しい、受けなくても大丈夫などの理由から、接種や受診の優先順位が下がる場合もあるため、コール、リコールを行うことは、対象者の行動を促すための取組として重要なものであると考えてございます。

○橋本委員

今回、改めてこの質問をするに当たって、中学生の娘がいる母親、数人にHPVワクチンについて伺ってみました。うちは打たせないとはっきりおっしゃった方もいらっしゃいましたし、いろいろわさは聞くけれども、病院の医師の話の信じていますと言って、まだ中学生なのだが高校生になったらすぐに接種すると言っていた方もいました。

あと、18歳の娘がいる母親は、娘に打たないと言われたら、それ以上、何も言えなかったと言っていました。ただ、その娘は、友達と話して決めたという話でした。その娘は別の理由で婦人科にもかかっているということでした。

たので、そのとき、私は、ぜひ医師の話聞いてみたいと提案させていただきました。

いずれにしても、個々の話を聞いていますと、正しい情報を得ることや重要性を学ぶ、ヘルスリテラシーを学ぶ機会がさらに必要だと本当に思いました。それぞれの母親の気持ちはすごくよく分かるのですが、正しい情報とそうではない情報をきちんと比べられる状態でなければ、正しい方向に向かないかと思えます。

以前、話したかもしれないのですが、私は、昨年、札幌市のある高校で、PTA向けのオンラインのHPVワクチンの講習会というのに縁があって参加させていただきました。この講習会は、産婦人科の医師と小児科の医師が大変分かりやすくお話をさせていただいて、また、画像などがかなりリアリティーなもので、ショッキングなものもあって、子供だとびっくりするようなものもありました。

これまで、小樽市も医師会と共同で本当に様々な取り組みをいただいておりますが、さらに、専門家である婦人科や小児科などの医師の話を親子で聞くような機会をつくることに関して、見解をお聞かせいただきたいのと、最後に、現在、男性には4価のみの接種が可能で、今後9価のHPVワクチンの薬事承認が控えているとも伺っています。世界から遅れていますけれども、男女でヒトパピローマウイルス関連疾患をしっかりと予防していく状況が今後、やっとなっていくのだと思われまます。

キャッチアップ世代の経過措置対象者、また高校1年生の勧奨通知に関して、もし課題などがあれば、お示しください。

○（保健所）健康増進課長

まず、婦人科や小児科などの医師の話を親子で聞く機会の部分につきましては、私たちも子供と保護者が一緒に専門家の話を聞く機会があることにつきましては、有益であるものだと考えてございます。

続いて、キャッチアップ接種世代への勧奨の部分でございます。キャッチアップ接種世代に対しての、今年度でキャッチアップ接種が終わることになりますので、最後の勧奨になるものではないかと考えてございます。そういう部分で、効果を出すことも含めて、通知を送付する時期は検討が必要かと考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○松岩委員

◎おたる自然の村について

それでは、一般質問で行いました、おたる自然の村の経営状況に関して質問したいと思います。

おたる自然の村については、私は、過去の議会議論を遡る範囲で全て確認したのですが、いつの時代も、本当に各会派、各議員の皆さんがそれぞれに取り上げておまして、注目の多い施設なのかと思っております。

全体を要約すると、基本的に、事業収入に対して数十倍以上の事業支出がありまして、それを補填するかのようには市の多額の補助金があると。これがいいのだろうかというところとか、大丈夫かという質問です。それと、もう少し施設の拡充ができないのかとか、大体そういう質問に集約されるかなと思えます。

おたる自然の村と競合する施設として、ネイパル砂川というのを挙げているのですが、令和7年3月に、北海道教育委員会が「道立青少年教育施設の今後の在り方」を公表しています。今後の人口減少とか施設の老朽化に合わせた施設の在り方が詳細に記載されております。

本答弁にもありましたが、おたる自然の村は少子高齢化の影響を受けて利用者が減っているということですが、

ここの施設自体がそもそも利用者の多くが子供とお年寄りが多いのかということを見ると、小樽市では少子高齢化が本当に顕著な課題ですから、影響を非常に多く受けてしまう施設なのではないかというのは、本当に火を見るより明らかです。

まず、市として、施設の廃止だとか、もしくは民間活力の導入とか、これまでの運営とは大きく異なる在り方について検討されたことがあるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

施設の廃止とか指定管理者制度以外の民間事業者などの導入につきましては、これまで検討したことはないものと認識しております。

しかしながら、平成12年度に冬期間営業を休止して、現行の開村時期、5月1日から10月31日にしたことについては、これまでの運営方法の見直しとしては大きなものだとして認識しております。

○松岩委員

それで、仮に施設の利用者数が最大になった場合の事業収入の見込みをお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

施設のうち、パークゴルフ場につきましては、定員とか満員という概念がないものと思われしますので、それ以外の施設で申し上げますと、農林漁業体験実習館、いわゆるおこばち山荘でございますが、定員が160人となっておりますので、大人が全部泊まったとして2,700円の、先ほど申し上げた営業日が183日ございますので、およそ7,900万円。野営場のうちバンガローにつきましては10棟ございまして、これが3,000円×183日で549万円、常設されている店舗が10張ございまして、1,000円×183日で183万円、それから持込みテントにつきましては、エリアのキャパシティーから見て最大20張だと想定して、500円×183日で183万円。野営場の合計がおよそ900万円でございますので、おこばち山荘と合わせますと、仮に、毎日、満室で、定員ということで行きますと、およそ8,800万円の収入が見込まれます。これにパークゴルフ場の使用料が上乘せとなる計算となっております。

○松岩委員

パークゴルフ場の使用料が昨年の決算で10万800円なので、仮にこれが10倍来たとして、100万円とかという数値感ですから、すごく頑張れば9,000万円弱ぐらいいけるのだというところが一応、分かったわけです。

もちろん、ただ、そんなことになったら、逆に今度は使い勝手の問題だとかいろいろ出てくると思うのですが、一応施設の規模としてはそのぐらいできるけれども、今あまりそこまでの利用に至っていないというところでは、

仮にですけれども、8,800万円規模の運営となった場合に、人件費はどうか、お聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

仮に全施設が満室満員となった場合におきましては、現状のスタッフ人員では、いわゆる運営の回しが難しいと思いますので、増員が必要となってきます。それに伴いまして、当然のことながら人件費も上昇すると想定しております。

○松岩委員

次に、一般質問本答弁で、経営条件についての受け止めを確認しましたけれども、利用料収入は不十分だという答弁がありました。

これはどのぐらいを目標としているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

現時点で具体的な数値を目標設定することは難しいところでございますが、委員がおっしゃるとおり、令和6年度におきましては、市の支出管理代行業務費が約6,600万円対しまして、使用料収入が約750万円といった現状を踏まえまして、本会議で答弁させていただいたとおり、現在、進めている経営改善検討委員会において御議論を深めていただきまして、でき得る限り使用料収入を上げる努力をしまして、経営改善を図っていく必要があるものと

考えております。

○松岩委員

次に、先ほど来ありました経営改善検討委員会における外部の専門家は、どういった方を想定されているか、お聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

外部の専門家といたしましては、株式会社JTB北海道事業部から2名派遣いただきまして、委員会に参画いただいている現状、そのほか、内部の専門家としまして、理事の方々の中にはアウトドア事業関連の経営者の方などもいらっしゃいますので、この方々からも御助言、御指南いただき、進めてまいりたいと思っております。

○松岩委員

これは市民の声としてなのですが、使い勝手が分からない、利用方法が分かりにくい、料金は安いけれども、その分サービスが不足していて使いにくいとかという意見がよく寄せられていまして、日頃、利用をためらっている、もしくは利用してみたいけれどもなかなかできていないという市民の声を施設の充実や運営に反映させる取組が何かできないものか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

○（産業港湾）農林水産課長

現状で、先ほどのおおばち山荘に御意見箱を設置しておりまして、利用した方々の声やニーズといったものを聞く取組はしているのですが、一方で、委員がお尋ねの、とりわけ利用するに至っていない、ためらっているといった市民の声を聞き、運営に反映することは当然、大切なことだと考えております。例えばですけれども、令和6年8月にリニューアルした公式ホームページをうまく活用して、検索とか閲覧の段階で御意見、お問合せなどを寄せることができるようなフォームの導入について、おたる自然の村公社と一緒に考えてまいりたいと思っております。

○松岩委員

基本的には、5月に経営改善委員会が立ち上がったということで、素人の私がかここで意見をやるより、ここの議論の内容をしっかりと確認して、今後の経営状況を見守っていきたいと思っております。

最後に、今定例会でもオーバーツーリズム対策の予算が上がっていましたが、その対策の一つに、観光地の分散化というキーワードがよくございます。

これは、おたる自然の村の利用者として、観光客やインバウンドの受入れにどういった可能性があるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

既に観光客のうち国内観光客の利用実績はありますが、さらなる知名度アップなどの取組を進めまして、これを増やしていきたいという所存であります。

また、外国人観光客につきましては、受け入れることは可能であると思っておりますが、スタッフの外国語対応をはじめとして、課題も多いものと認識しております。この辺も経営改善検討委員会で御議論いただく事柄かと思っております。

○中鉢委員

◎小樽市新総合体育館の入札の不調と今後の対応について

小樽市新総合体育館入札の不調を受けてですが、ヒアリングを実施した後に、検討委員会を立ち上げてという御答弁でありました。

この整備事業も、小樽市立地適正化計画を策定して、都市構造再編集集中支援事業として補助金を用いて行うものとなれば、際限なく延ばせるものではないと思うのです。

これまでに再公告するとか、これまでに落札者を決めるという最終期限のようなものを設定しているのか、お尋

ねいたします。

○（教育）近藤主幹

委員の御指摘のとおり、国庫補助につきましては、今後、申請のタイミングや、要望スケジュールといったものについて、国、道との調整が必要となってまいります。

ただ、本会議でも市長から答弁させていただいたのですが、現在、入札参加者がいなかった要因について調査を行っている最中でございます。こうした調査を踏まえて、その後、方針等を検討することになるのですが、御質問の最終期限を含めたスケジュールにつきましても、今後、検証した後に検討することになると考えてございます。

○中鉢委員

次に、予定価格の積算なのですが、外部の専門のコンサルタントに委託したという御答弁でございました。

実勢価格を反映した積算ではなかったということが今回の不調に至っていると思います。言い換えれば、しっかり仕事をしていただけなかったということになるかと思うのですが、次回もコンサルタントに委託する予定なのか、また新たなコンサルタントへ委託を考えているのかお尋ねいたします。

○（教育）近藤主幹

今回、入札価格の基となる概算事業費につきましては、おっしゃるとおり、コンサルの支援を受けて教育委員会において算定したものでございます。

本事業に入札参加者がなかった要因につきましては、価格の問題のほかにも、条件の問題ですとか、昨今の社会情勢といった要因も考えられまして、それらはまだ検証できておりません。コンサル会社の委託につきましても、そういった検証を行った上で、今後の方針が決まり次第、コンサルタント会社への委託がそもそも必要なのかというところから、改めて検討することになるものと考えてございます。

○中鉢委員

そうしましたら、今回の不調を受けて、市へ何か意見が寄せられているものがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）近藤主幹

市民の方等からの意見についてですが、市民の方、スポーツ関係団体を含めて、現時点ではまだ御意見等はいただいております。

○中鉢委員

○市職員の居住実態と人口減少対策について

こちら、先日の代表質問でのものになりますが、まず、質問に際しまして憲法22条第1項のことは理解することをあらかじめお伝えして、話を進めたいと思えます。

市内で、市職員の市外在住者はどれぐらいいるのでしょうかという話をしますと、二、三割はいるだろうと思っている方が結構多くて、逆に割的に1桁と答える方は極めて少数であります。私が聞く限りでは、もっと多い数字を言われる方も多くいらっしゃることは事実としてあります。

それで、今回、新聞報道こそされておられませんけれども、私も市議の皆さんも、正しい情報が市民の方に伝わるようにという意味合いも込めての質問でございます。

全職員で15.8%、市長部局で15.43%の方が市外に在住ということでございました。

この質問をするに当たって、札幌市周辺の自治体の状況はどうなのかというのはもちろん調べて質問させていただきました。これはどちらも自民党系の市議の方が質問されていましたが、江別市は市立病院があって医療職の方もいるのですが、令和5年で市外在住者が22.8%ということでもあります。

実は、もっとびっくりしたのが石狩市でして、市立病院、医療職はないのですが、平成29年の数字で、市外在住率が48%という数字でした。ここまでの数字になってしまうと、災害時の初動体制というのも整わないのか

と思います。

そこで質問いたしますが、市外在住の職員が増加傾向にある理由をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○（総務）職員課長

市外在住者の増加傾向の理由なのですが、提出した職員の中で個別にその理由は聞き取りをしているのですが、全体として増加傾向にある理由を、正しいところをつかむのはなかなか難しいところがございます。推測のようなお答えになってしまうのですが、どこのまちもそうですが、少子化で、最近、採用試験の応募者全体が減少している状況の中で、昨年度に実施の事務職の採用試験と、20年前の平成16年度に実施した同じ事務職の採用試験で、小樽市在住者の人数がどうだったかを拾ってみました。

応募者のうち、小樽市在住者の割合が約34%だったものが約19%へ、それから合格者のうち小樽市在住者の割合が、約39%あったものが約23%へということで、この20年を比べると減少しております。この間は、毎年度の数値までは把握はできていないのですが、必要な職員を確保するに当たりまして、相対的に市外在住の方の割合が高まっていることがあります。

市外在住者とか出身の方ですと、例えば将来、家族の介護等という事情ができたときに、市外居住となる可能性がより大きいのかと思いますので、市外在住者の割合が高まっているのは一つあるのかという推測はしております。

ただ、小樽市出身だったり、小樽市在住の方だとしても、採用後に市外に転出するケースもあり、一概には言えないので、なかなか正確なところをつかむのは難しい状況ではございます。

○中鉢委員

市外在住の理由の中に、家族の勤務先が市外であるというのがあるのですけれども、どのようなケースであるのか、分かりやすく説明いただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

家族ということで、具体的にいいますと、共働きの配偶者ですとか、あるいは同居している交際相手というのがほとんどかと思うのですが、家族がほかの自治体の職員であるというケース、それから、家族の勤務先が市外なのだけれども、その家族の仕事の帰りが夜遅いために、交通機関の事情等で市外に居住することになったというケース、それから、家族の勤務先が市外で、かつ小樽市からは離れているほうに勤務先があるので、お互いの勤務場所の中間を取った場合に、住む場所が市外となったというケースがございます。

○中鉢委員

それで、調べても、どの自治体でも、その自治体に住めない理由というのは、介護と家族の勤務先という二つが大概出てきて、それらの事情を抱える職員の方がどんどん増加しているのは腑に落ちないと思うところですが、帰属意識であるとか、自治体職員としての使命感というものをぜひとも職員の方に伝えていただければと思いますし、このような理由が免罪符的なことにならないようにしていただきたいと思っております。

この件に関しまして、過去に自民党の議員も質問しておりますが、定期的などうか、定点観測のようなことが必要かと思しますので、私が今後も議員を続けていることがあれば、数年後もまた同じような質問をさせていただきたいと思っております。

◎市民会館の利用状況と市内中学校の利用について

続きまして、市民会館の利用状況と市内中学校の利用についてということで質問させていただきたいと思っております。

来月16日に、PMFアンサンブル小樽公演が開催されます。PMFとは、パシフィック・ミュージック・フェスティバルのことで、世界的指揮者でありましたレナード・バーンスタインが若手演奏家の育成のために平成2年より札幌市を中心に開催している音楽祭で、故小澤征爾氏が総監督していた長野県松本市で行われるサイトウ・キネン・オーケストラとともに、夏の2大クラシックのイベントであります。

そこで質問いたします。

今回、小樽市が共催、小樽市教育委員会が後援となっておりますが、その経緯についてお尋ねいたします。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

共催、講演を行うこととした経緯といたしましては、以前からPMFの一環で、江別市でPMFアンサンブル公演が開催され、地元中学校の吹奏楽部との共演も行われていました。

一方、小樽市内でも、以前から民間でのPMFとの交流があったことから、小樽市でも江別市と同様の公演を開催する機運が高まり、実行委員会が組織され、実行委員会から小樽市に協力依頼がありました。

市としましては、PMFは世界の若手音楽家の育成を目的としており、その一環で開催される小樽公演は、市内中学校吹奏楽部との共演や市内吹奏楽部員の無料招待により、青少年音楽教育の向上を図るものであること、また、低廉な入場料で質の高いクラシック音楽を鑑賞できる機会の提供により、中心市街地の活性化を目指すものであることから、公益性が高い事業だと判断し、協力することとしたものであります。

○中鉢委員

それでは、今回、小樽市としてどのような支援をされるのか、お尋ねいたします。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

小樽市は、会場として小樽市民センターの提供を行い、教育委員会は学校との連絡調整や共演する中学生とPMFメンバーの通訳としてALTの派遣を行うこととしております。

○中鉢委員

私も今までにない有望な演奏家の演奏が身近に聴けることを喜んでいる1人なのですが、多くの方が喜んでおられます。市内の中学校や高校の吹奏楽部で希望される方にチケットもお配りしていることから、若い方にとっても質の高い演奏を耳にできる素晴らしい機会であると思います。

それで、同じステージで菁園中学校の吹奏楽部も演奏されるとなっておりますが、しかし、一方で、市内の吹奏楽の関係者の方から、大きな演奏ホールで演奏する機会がないのだというお話もお伺いしました。マリンホールや小樽市民会館でのホールの利用の敷居が高いと。敷居というのは、イコール料金という部分もあろうかと思いますが、高いということです。

そこでお聞きします。

市内の中学校で小樽市民会館のホールを利用する場合、どういう優遇制度があるのか、お尋ねしたいと思います。

○（生活環境）角澤主幹

市内の中学校が市民会館のホールを利用する場合の優遇制度といたしましては、まず、小樽市民会館条例第10条第6項で減免できる規定をしてございまして、市民会館条例施行規則第12条第1号ウの規定に基づきまして、市内の小・中学校や高校が教育活動として利用し、かつ、その入場料を無料とする場合に減免することになってございまして、規則の同条第2号ウの規定により、その減免額は冷房料を除く使用料金の5割に相当する額となっております。ただし、リハーサル等によりホールを利用する場合に関しては、利用料金の7割5分に相当する額を減免することになっております。

また、当館を利用する場合には、同じく施行規則の第12条1号クの規定に基づきまして、市が主催する事業は減免することになってございまして、規則の同条第2号オの規定により、減免額は全額となっているということがありまして、市の主催事業の中である学校が参加していた場合には、無料で使用する場面は一つ考えられる状況になってございまして。

○中鉢委員

それでは、市内の中学校が市民会館のホールを利用する場合、具体的な費用はどの程度かかるのか、お聞かせいただけますか。

○（生活環境）角澤主幹

ホールの使用料金につきましては、午前、午後、夜間の三つの時間帯のほか、平日か土日、祝日かによっても異なるほか、冷房を使用する時期ですとか、別途機材を使うかどうかなど複雑になっておりまして、正確な費用はお客様に回答できないのですが、例えば平日の午前から夜間を通して1日利用した場合、ホールの備品等といったものを除いたホール利用料だけに限定いたしますと、この基本額が7万1,000円でございますので、5割減免の約3万5,000円がかかる。リハーサル等の場合については7割5分減免となりますので、約1万8,000円弱の金額となりますので、合わせますと約5万3,000円の金額が見込まれることになっております。

○中鉢委員

また、小樽市文化団体協議会の所属団体が使用する場合の減免制度についてもお聞かせいただけますか。

○（生活環境）角澤主幹

小樽市文化団体協議会の所属団体が使用する場合につきましては、市民会館条例第10条第6項及び市民会館条例施行規則第12条第1号アの規定に基づきまして、減免することになっておりまして、規則の同条第2号アの規定により、減免額は冷暖房料を除く使用料金の1割に相当する額となっております。

ただし、リハーサル等によりホールを利用する場合には、利用料金の5割5分に相当する額を減免することになっております。

○中鉢委員

それでは、市内の吹奏楽に話を戻したいと思いますが、現在、市内で吹奏楽部は幾つの中学校にありますか、お尋ねいたします。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

現在、吹奏楽部は、市内四つの中学校でございます。

○中鉢委員

市では部活動の拠点校方式を採用しておりますが、吹奏楽部というのは、中学校の音楽室とか視聴覚室で練習が可能であります。しかし、野球が野球場でやるものであるように、吹奏楽部の皆さんも、広いホールで演奏したいというのは気持ちとしてあろうかと思えます。

そこで質問いたします。

抽象的ではありますが、部活動の目的とはどこにあるのか、そのお考えについてお尋ねしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

部活動の目的につきましては、学習指導要領において、部活動は学校教育の一環として生徒の自主的、自発的な参加により行われ、責任感や連帯感の涵養などに資するものと示されており、生徒が異年齢の集団の中での活動を通して、人との関わり方や集団の中での役割を学び、豊かな人間性を育むことであると認識してございます。

○中鉢委員

年間で市内の中学校の吹奏楽部が小樽市民会館やマリホールで演奏する機会はその程度あるか、把握されていれば、お尋ねいたします。

○（生活環境）角澤主幹

令和6年度の実績で申し上げますと、小樽市民会館では、1校が演奏会及びリハーサルで利用しました。また、マリホールでは1校が、吹奏楽の練習で利用した実績がございまして、これらは同一の中学校になっております。

○中鉢委員

また、小樽市民会館を市外の高校の吹奏楽部が使用していることがあるかと思いますが、市外の学校が市民会館を利用する理由はどのようなものなのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

この数年を見ますと、札幌圏の高校や中学校が夏場を中心に使用している例がございまして、指定管理者に聞き取りをしたところ、日頃使用している施設が空いていなかったですとか、比較的學校から市民会館までの距離も近いからといった声があったと聞いております。

○中鉢委員

念のために、減免制度があるかどうか、お聞かせいただけますか。

○（生活環境）角澤主幹

減免制度につきましては、市内ということに限定しておりますので、市外は減免はございません。

○中鉢委員

それでは、小樽市民会館のホールの稼働率をお示してください。

○（生活環境）角澤主幹

こちら令和6年度の実績で申し上げますと、施設は1日で午前、午後、夜間の3区分に分けて使用でき、1日3こまとなりますが、令和6年度の部分では、冬場に大規模改修で一時使用できないこまが発生する時期がございましたので、年間909こまあったうち、239こまの利用で、稼働率は26.3%という数字がございまして。

○中鉢委員

演奏者だけの移動であれば容易なのですけれども、吹奏楽は楽器の運搬に費用がかかります。それが気軽にホールを利用できない理由の一つにもなっているかと思うのです。さきに述べたとおり、吹奏楽部は性質上、大きなホールで大勢の人の前で演奏することが達成感を与えて成功体験を育むものになるかと思えます。

そこで、市民会館の利用が見込まれないような週末などに、市内の中学校の吹奏楽部に開放するようなイベントの開催ができないかという質問をさせていただきたいと思えます。

○（生活環境）角澤主幹

施設の利用に当たっては、冒頭の回答で減免制度を紹介させていただきました。先ほどの答弁のとおり、規則において、この減免制度は、学校主催の場合ですと5割であったり、7割5分という減免でございまして。

また、市が主催した場合は全額が減免になるということで、イベントの主催をどこにするかによっても利用料金が変わってまいります。

ただ、当館に関しては、いわゆる利用料金制といいまして、指定管理者に直接収入として受けるといった利用料金制の指定管理者制度を導入しておりますので、減免が多くなればなるほど経営に影響を及ぼす懸念はございまして、イベント実施の可否については、教育部等とも意見交換しながら、慎重に判断していかなければならないと考えております。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

現在、吹奏楽部がある中学校では、地域のお祭りやウイングベイ小樽で開催されるイベントなどで演奏を披露する機会を持てている状況でございまして。

今後、大きなホールで演奏する機会に関わるニーズなどについて、当該の中学校の校長から聞き取りを行ってまいりますと考えております。

○中鉢委員

コロナ禍前のことだったのでございますけれども、北海道電力株式会社が主催の無料のほくでんファミリーコンサートが小樽市民会館でありました。私も参加させていただいたのですが、私が市民会館を利用するに当たり、多分一番人が入っていたイベントだったかと記憶しております。

もちろんそのレベルは違いますけれども、市の施設の有効活用、また青少年の育成という観点、あと、やはり楽器なども、手持ちの金管、木管とかは手で持って運べますが、例えばティンパニなどは全然運びようがないわけで

あって、それで、今回、私が質問させていただいたのは、市内の4校の吹奏楽部が1日演奏する機会があれば、車両の手配も、楽器を運ぶ車が1台用意できれば、車両代と施設の利用料で、そのようなイベントが可能ではないのかということもあって、PMFの関係者であり、吹奏楽部に詳しい方からお話を聞いたものです。

それで、保護者に限らず、そのようなイベントとなれば、ある程度、人の集客も見込めるといいますし、入場料を取ってしまうと利用料金が上がるので、寄附であるとか、そのような形でできれば実現可能なのかと。また、主催も、実行委員会などを立ち上げれば、実現可能なものなのかと思ひまして、私もリサーチ不足ではありますが、質問させていただきました。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後4時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算、議案第3号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第22号令和7年度小樽市一般会計補正予算は否決を求め、討論を行います。

まず、議案第1号についてです。一つは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、自己負担額を昨年度から4,500円引き上げることです。二つは、議案第3号と関係する生活保護システム改修費です。

次に、議案第3号についてです。生活保護の利用者が支給を受ける進学・就職準備給付金について、マイナンバーの事務に加えるものです。情報漏えいやプライバシー侵害の危険が増す利用拡大はやめるべきです。

最後に、議案第22号についてです。国の重点交付金の追加交付分を、おたるプレミアム付商品券の冊数増加をする予算です。今、求められているのは、消費喚起ではなく、物価高騰に苦しむ市民への物価高騰対策であり、商品券の冊数増加はふさわしくありません。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第3号及び議案第22号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、高橋副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。